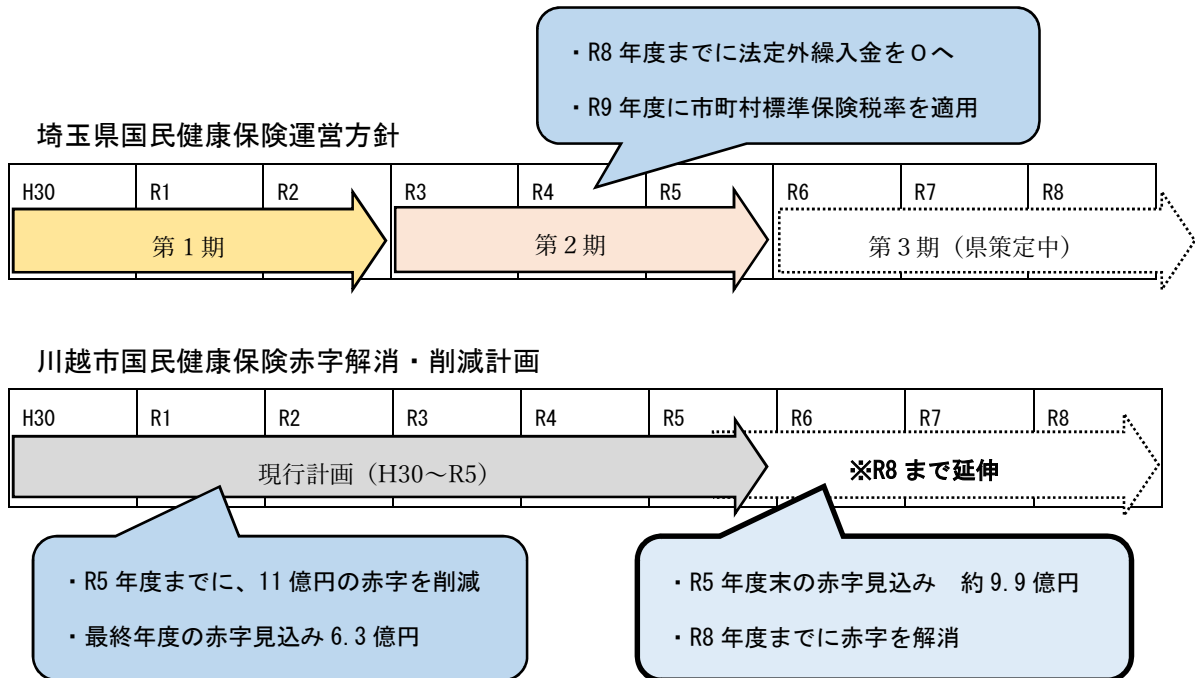


赤字解消・削減計画について

R5.7 国民健康保険課

- 現行の「赤字削減・解消計画（H30～R5）」を、令和8年度まで延伸



見込みとの差は、①新型コロナウイルス感染症の影響による医療費の増大等による、国保事業費納付金の増加や、②決算補填目的以外の法定外繰入金が削減対象となったことなど。

- これまでの市の取組（赤字解消・削減計画を策定、R5までに11億円の赤字を削減）

- ①R1、R3、R5に税率等の改定を実施。9億円の赤字削減効果を見込む。
- ②収納率向上対策、医療費適正化対策（2億円）

- 令和4年度決算での状況

実質的な赤字額 1,269,180千円

【法定外繰入金 1,244,384,728円 + (R4繰越金 1,216,997,919円 - R5繰越金 1,192,202,135円)】

- 令和5年度中の取組

3回目の税率改定を実施。効果額を約2.8億円と見込んでいる。

収納率向上対策としての効果（収納率）は、決算時に判明。

➤ 削減目標額の設定

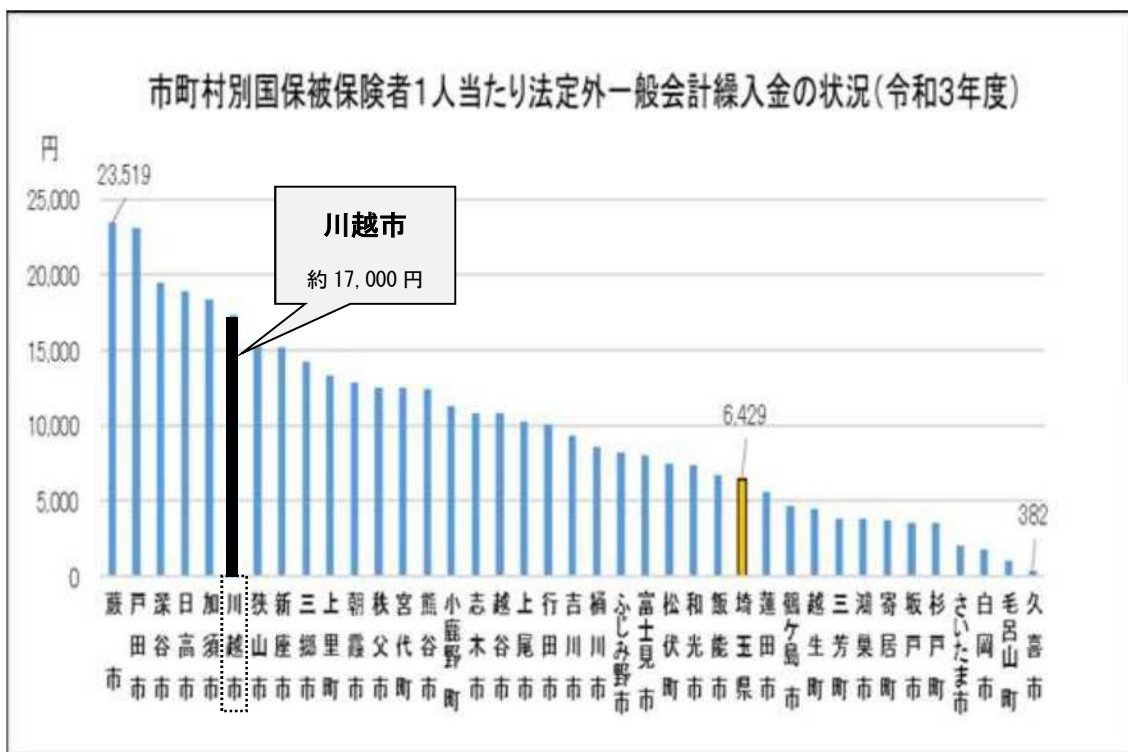
令和4年度決算での実質的な赤字額から、令和5年度の取組による効果額を控除。

令和5年度決算では、約9.9億円の赤字額となることを見込み、削減目標額とします。

- ◀削減目標▶
- 令和8年度までに、9.9億円の法定外繰入金を削減します。
 - 令和9年度に、市町村標準保険税率を適用します。

◀参考▶

● 埼玉県内市町村の比較（被保険者1人当たり法定外繰入金【令和3年度】）



※出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

- ・決算補填目的の法定外繰入を行っている団体は237市町村で、全1,724市町村の約13.7%です。
- ・平成28年度との比較 677市町村 → 237市町村 (▲440市町村、▲65%)